

産業廃棄物処理計画書	
令和6年9月19日	
名古屋市長 様	
提出者	
住 所 名古屋市南区明円町55番地	
氏 名 水金工事株式会社 鶴里事業所	
代表取締役 水谷 隆夫	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 (052)811-3131	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	

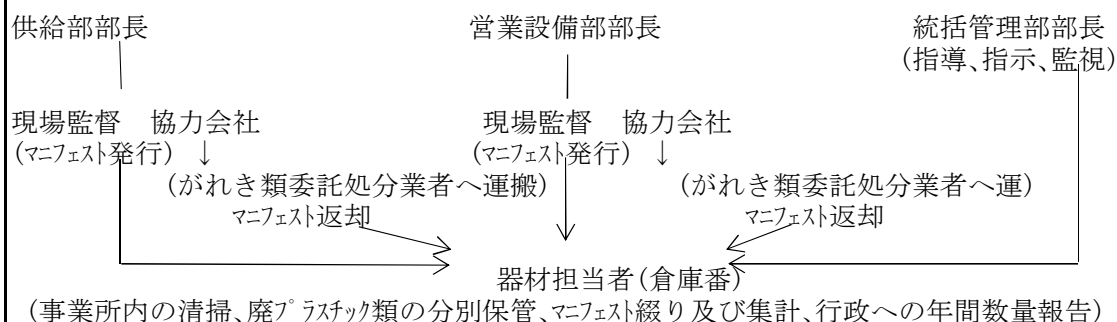
事業場の名称	水金工事株式会社 鶴里事業所
事業場の所在地	名古屋市南区明円町55番地及び名古屋市内管轄工事現場
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	08：設備工事業
② 事業の規模	元請完成工事高：716,427,459円
③ 従業員数	79人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	ガス配管工事現場 道路でのガス本支管布設工事、入替工事、除去した舗装がれき類→再生処理業者へ委託、アスガラはアスファルトに再生 コンガラは再生砕石に再資源化 鶴里事業所内 材料梱包材、現場からの撤去物、ガス管加工での発生くず 廃プラスチック類→再生処理業者へ委託、燃料資材として再資源化 木くず→再生処理業者へ委託、燃料資材として再資源化

(第2面)

産業廃棄物処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（ 5年度）実績】			残
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	
	排 出 量	2843	10.8	
	(これまでに実施した取組) ・がれき類 — 非掘削工法の導入で排出量を減らしている ・廃プラスチック類 — 仕入れ材料を減らし梱包資材の排出削減をしている ・木くず — 材料搬入時の固定枠、パレット等、再利用可能な物は極力返却している ・ガラス、陶磁器くず — 事業所内で破損しないようにしている ・金属くず — 有価で出せるようにしている			
	【目標】			
②計画	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	残りは「別紙2の通り
	排 出 量	1,000.0t	10.0t	
	(今後実施する予定の取組) ・がれき類 — 引き続き非掘削工法を推進 ・廃プラスチック類 — 仕入れ材料を更に削減 ・木くず — 返却して再利用可能な物は取扱いに注意して破損しないようにする			

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・事業所内で発生した廃棄物は種類ごとに分別保管している ・なるべく有価物に出来るように分別もしている
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・現在の分別方法を継続してしていく ・分別部分で有価物の割合を多くしていく

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量 した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	年4月1日～令和7年3月		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量 する産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（ 5年度）実績】			別添
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	
	全 処 理 委 託 量	2,843t	10.8t	
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	1875t	t	
	再 生 利 用 業 者 へ の 処 理 委 託 量	2,843t	10.8t	
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t	
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t	
	(これまでに実施した取組)			
	・ 工事現場と事業所内で発生した廃棄物は再生、リサイクル業者で委託処分			

(第5面)

	②計画	【目標】		
		産業廃棄物の種類	がれき類	廃プラスチック類
		全 処 理 委 託 量	3,000t	40t
		優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
		再生利用業者への 処 理 委 託 量	3,000t	40t
		認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
		(今後実施する予定の取組) 現状の取組を引き続き維持して推進する		
	※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。